

市税なんでも Q & A vol.2

前号に引き続き、市税に関するみなさんの疑問にお答えするため、「市税なんでもQ & A」を掲載します。今回は、前回の内容に加え、個人市県民税や軽自動車税、法人市民税などの課税の疑問をまとめてみました。また、市ホームページでは、広報に掲載しきれなかったQ & Aも掲載していますのでご覧ください。

問い合わせ先

管理収納係	☎ 059-234-1132
固定資産税係	☎ 059-234-1133
市民税係	☎ 059-234-1134
特別滞納整理係	☎ 059-234-1136

Q3 私の父は、今年の4月に死亡しましたが、今年度の父の市県民税はどうなるのでしょうか？

A 個人の市県民税は、毎年1月1日（賦課期日）現在に住所のある人に対して、前年中（1月～12月）の所得に基づいて課税されます。

あなたのお父さんに課税された今年度分の市県民税については、相続した人が、その納税義務を引き継ぐことになり、その残りの税額を納めていただきます。

なお、今年中に死亡された人に対して、来年度分の市県民税は課税されませんが、1月1日から亡くなられた日までの期間の収入などにより所得税が課税・還付される可能性があります。くわしくは、最寄りの税務署へお問い合わせください。

Q4 今働いている事業所で市県民税を給与天引きする場合は？

A まず、お勤めの事業所の経理担当者にご相談の上、事業所から税務課へ特別徴収開始のご連絡をいただくようお願いいたします。

ご連絡をいただき事務処理を経た後、事業所を介して月割額などのお知らせを送付させていただきます。

個人市県民税

Q1 鳥羽市の市県民税は、他の市町村より高いの？

A 市県民税には、所得に応じて課税される所得割と、地域社会の費用の一部を均等に負担していただく均等割があります。

所得割の税率は、全市区町村一律の市民税6%、県民税4%、また、均等割については、市民税3,000円、県民税1,000円の税率を定めています。

もし転入・転出などで、鳥羽市で課税された市県民税が高いと思われた場合は、課税する所得や扶養控除などの状況が変化したことによるものと思われます。

Q2 私は、昨年11月に会社を退職し、働いていませんが、今年6月になって、市から市県民税の納税通知書が送られてきました。無職で収入がないのに、なぜ税金を納めなくてはならないのでしょうか？

A 市県民税は、所得税と異なり、前年中（1月～12月分まで）の所得に応じて課税されます。したがって、あなたの場合、前年中は所得がありましたので、今年度の市県民税は納めていただくことになります。

軽自動車税

Q2 原動機付自転車を持って、転入、転出するときは、どのような手続きが必要ですか？

A 原動機付自転車については、市外に転出された場合は、転出先の市町村のナンバープレートと、鳥羽市に転入された場合は鳥羽市のナンバープレートをつけないとなりません。

その場合の登録手続きは、旧住所地で廃車の手続きをして廃車証明書を取得し、それを新住所地の市町村に提出すれば新しいナンバーが交付されます。しかし、旧住所地が遠方にある場合など、これらの手続きが困難な場合に限り、新住所地にて旧住所地のナンバープレートと標識交付証明書を受理し、新しいナンバープレートを交付します。旧住所地に対しては、市役所から連絡をさせていただきます。（ただし、旧住所地へ連絡する場合、正確性を求めるために車体番号などの情報が必要となりますのでご了承ください）

Q1 友人に原動機付自転車を譲りたいのですが、どこで手続きをすればいいのでしょうか？

A 原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車については、税務課で手続きをしてください。その際、前の所有者からの譲渡証明書と新所有者の印鑑が必要です。これらの申告をされないと、前の所有者に引き続き課税されることがありますのでご注意ください。

なお、その他の軽自動車については、下表の各機関へお問い合わせください。

種 別	問 い 合 わ せ 先
125cc～250ccの軽二輪	三重県軽自動車協会 ☎ 059-234-8611
250ccを超える二輪の小型自動車	中部運輸局三重運輸支局 ☎ 050-5540-2055
軽 四 輪	軽自動車検査協会三重事務所 ☎ 059-234-8431

法人市民税

Q2 今年度の決算が赤字となったため、法人税では納付が発生しませんでした。法人市民税の申告は必要ですか？

A 赤字でも申告は必要です。赤字の場合、法人税割額は課税されませんが、均等割額の申告と納付が必要になります。



Q1 鳥羽市内に法人を設立したときや、事務所などを設置したときは、どのような手続きが必要ですか？

A 「法人設立（開設）異動変更申告書」（市ホームページからダウンロードできます）を登記簿謄本と定款（ともにコピー可）を添えて提出してください。確定申告書などをお送りするのに必要となります。

商号、本店所在地、決算期、資本金、代表者などの変更や、事務所などの廃止、解散、合併などがあつた場合にも、その都度届け出が必要です。

なお、税務署、県税事務所にも別途届け出が必要で

税金の納付

Q1 現在、納付書で市税を納めていますが、面倒なので口座振替に切り替えようと思っています。手続きはどこで行っていますか？

A 市内の金融機関や税務課などで手続きできます。市内の銀行やゆうちょ銀行、税務課・市内各連絡所などに「市税口座振替依頼書」を備え付けていますので、納税通知書と口座番号のわかるもの、通帳印をお持ちになって手続きしてください。

申し込みから振替開始までおよそ1か月かかりますので、お早めにお申し込みください。

口座振替取扱金融機関一覧

金融機関名など
百五銀行本店および各支店
第三銀行本店および各支店
中京銀行本店および各支店
三重銀行本店および各支店
三重信用金庫鳥羽支店
東海労働金庫本店および各支店
鳥羽志摩農業協同組合鳥羽支店
三重県信用漁業協同組合伊勢鳥羽支店
ゆうちょ銀行および郵便局

固定資産税

Q1 昨年10月に住宅を取り壊し、駐車場として利用していますが、昨年度と比べると固定資産税が高くなりました。なぜでしょうか？

A 居住用の建物が建っている土地とそうでない土地（更地、駐車場、事務所、店舗敷地など）では、固定資産税額が違ってきます。

住宅の建っている宅地には、住宅用地に対する課税標準の特例措置が適用されます。これは、住宅政策上のひとつで、その税額を低く抑えることを目的としています。

住宅用地に対する課税標準の特例（住宅1戸あたり）

区分	課税標準の特例
200㎡以下の住宅用地	評価額の6分の1
200㎡を超える住宅用地	200㎡分…評価額の6分の1 200㎡を超える分…評価額の3分の1（家屋の床面積の10倍まで）
住宅の建っていない宅地	特例なし

Q2 家屋を取り壊したのですが、何か手続きが必要でしょうか？

A 税務課固定資産税係にありますが家屋滅失申請書に必要事項を記入および押印の上、提出していただくこととなります。課税誤りを防ぐためにも家屋を取り壊したら、できるだけ早く手続きをしてください。

Q2 納税通知書を受け取りましたが、事情があり納期限内に納付することができません。どうすればいいでしょうか？

A 失業や災害・病気などの事情がある場合には、早急に税務課までご相談ください。

Q3 納付書をなくしてしまいました。

A 税務課まで連絡してください。納付書を再交付します。

Q3 4年前に住宅を新築しましたが、今年度から家屋の税額が上がりました。なぜでしょうか？

A 新築の住宅に対しては、固定資産税を減額する制度があります。住宅部分の割合や床面積などが一定の要件を満たせば、新たに課税されることとなった年度から3年間に限り、120㎡分の固定資産税額が2分の1に減額されます。

これまでの3年間、家屋に対する固定資産税が減額されていましたが、今年度から本来の税額を納めていただくこととなります。

なお、3階建以上の中高層耐火住宅などについては、一定の要件を満たせば5年間の軽減が受けられます。